

平成30年第6回清須市選挙管理委員会 会議録	
開催年月日	平成30年8月28日(火)
開催場所	清須市役所北館 3階研修室
開会時間	午後10時開会
出席委員	委員長 鈴木 勝 委員 増田 温美 (委員長職務代理) 委員 小澤 顕彦 委員 竹田 景子
欠席委員	なし
事務局	書記長 平子 幸夫 (総務部長) 書記 後藤 邦夫 (総務部防災行政課長) 事務局 辻 清 岳 (総務部防災行政課課長補佐) 事務局 堀江 一輝 (総務部防災行政課行政係長)
傍聴の可否	可
傍聴の有無	なし
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 選挙人名簿9月定時登録について 日程第3 9月定時登録に係る選挙人名簿登録者総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数について 日程第4 裁判員候補者予定者名簿の選定について 日程第5 検察審査会審査員候補者予定者名簿の選定について

## ◆ 会議の経過

### ○ 開会

鈴木委員長

ただ今の出席委員は、4人です。  
定足数に達しておりますので、地方自治法第189条第1項の規定により、ただ今から、平成30年第6回清須市選挙管理委員会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

### ○ 日程第1 会議録署名委員の指名について

鈴木委員長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。  
清須市選挙管理委員会規程第16条第2項の規定に基づき、会議録署名委員には、増田委員と竹田委員を指名いたします。

### ○ 日程第2 議案第18号 選挙人名簿9月定時登録について

鈴木委員長

日程第2 議案第18号 選挙人名簿9月定時登録について、を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

後藤書記

(事務局説明)

鈴木委員長

ただ今、事務局の説明が終わりました。質問のある委員は、挙手をお願いします。

(挙手なし)

鈴木委員長

ご質問もないようです。  
それでは、日程第2 議案第18号 選挙人名簿9月定時登録について、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長

ご異議なしと認めます。  
よって、日程第2 議案第18号 選挙人名簿9月定時登録について、原案のとおり決定しました。

○ 日程第3 議案第19号 9月定時登録に係る選挙人名簿登録者総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数について

鈴木委員長

日程第3 議案第19号 9月定時登録に係る選挙人名簿登録者総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数について、を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

後藤書記

(事務局説明)

鈴木委員長

ただ今、事務局の説明が終わりました。質問のある委員は、挙手をお願いします。

(挙手なし)

鈴木委員長

ご質問もないようです。  
それでは、日程第3 議案第19号 9月定時登録に係る選挙人名簿登録者総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数について、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長

ご異議なしと認めます。  
よって、日程第3 議案第19号 9月定時登録に係る選挙人名簿登録者総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数について、原案のとおり決定しました。

○ 日程第4 議案第20号 裁判員候補者予定者名簿の選定について

鈴木委員長

日程第4 議案第20号 裁判員候補者予定者名簿の選定について、を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

後藤書記

(事務局説明)

鈴木委員長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。質問のある委員は、挙手をお願いします。

増田委員 　名簿調製プログラムとはどういったものですか。

後藤書記 　選挙人名簿に登録されている者の中から、要件なしで無作為にくじにより選出するシステムとなっており、選ばれた裁判員候補者予定者名簿を提出します。

鈴木委員長 　他に質問のある委員は、挙手をお願いします。

(挙手なし)

鈴木委員長 　ご質問もないようです。

それでは、日程第4 議案第20号 裁判員候補者予定者名簿の選定について、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長 　ご異議なしと認めます。

よって、日程第4 議案第20号 裁判員候補者予定者名簿の選定について、原案のとおり決定しました。

○ 日程第5 議案第21号 検察審査会審査員候補者予定者名簿の選定について

鈴木委員長 　日程第5 議案第21号 検察審査会審査員候補者予定者名簿の選定について、を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

後藤書記 　(事務局説明)

鈴木委員長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。質問のある委員は、挙手をお願いします。

竹田委員 　検察審査会とはどういったものですか。

後藤書記 　検察官が出した不起訴処分に対して、納得のいかない人から検察審査会へ申し立てをすることができ、検察審査会では、その不起訴処分について審査することになります。

増田委員 　先ほどの裁判員と検察審査会審査員の両方に選ばれる事はありますか。

後藤書記 　無作為にくじにより選出するシステムとなっておりますので、両方に選ばれることもありえます。

- 小澤委員 学生さんが選ばれた場合は、学校は出席扱いになるのか。
- 後藤書記 会社は裁判員などに選ばれた場合は、参加するために休暇が取れるよう対応することとなっていますので、学生についても同様であると思います。年齢などの要件の制限は無いため、18歳以上の方は誰でも選ばれる可能性があります、高齢者など辞退ができるようにもなっております。
- 鈴木委員長 他に質問のある委員は、挙手をお願いします。
- (挙手なし)
- 鈴木委員長 ご質問もないようです。  
それでは、日程第5 議案第21号 検察審査会審査員候補者予定者名簿の選定について、ご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 鈴木委員長 ご異議なしと認めます。  
よって、日程第5 議案第21号 検察審査会審査員候補者予定者名簿の選定について、原案のとおり決定しました。

○ 閉会

- 鈴木委員長 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。  
これをもちまして、平成30年第6回清須市選挙管理委員会を閉会いたします。

午前10時21分閉会

清須市選挙管理委員会規程第16条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年 9月 4日

委員長 鈴木 勝  
署名委員 増田 温美  
署名委員 竹田 景子